

べきである。

- (イ) 日常經濟手争に關する方針
- (ロ) 政治手争に關する方針
- (ハ) 組織運功に關する方針

二、經濟手争に關する方針

(イ) 我々が我々の日常經濟利益を擁護伸張するために、資本家との手争を敢行する場合、我々の基本的な手争形態としてあげらるべきものは、言ふまでもなくストライキである。適確・有効なるストライキ戦術を手び取ることなくして、労働組合の機能を果すことは不可能である。

(ロ) 總評議会創立大会は、当面の容觀的状況の下に於けるストライキの基本戦術は、ストライキ以外に無いことを規定した。今日、資本家側の組織が縦横に確立され、政府を先頭隊とする一切の政治機關を背景にして積極的に我々に攻勢の刃を向けつつある際、もし我々が手争は、よしとせよ、一資本家に対する經濟手争であつても、決して勝利をもつて解決することは困難である。

(ハ) 従来と虽も、我々は、あらゆる場合に、一工場に争議が勃発してから努力した。だがそれは、多くの場合、或る一工場に争議が勃発してから後に、 $\times \times$ 工場の争議を、 $\times \times$ といふやうな努力を繰り返して来た。

に過ぎなかつた。我々は、是れが、 $\times \times$ 争議のあとを惹きつけてゐるものごとく多く、ストライキを計画的に敢行することは極めて拙劣であつた。

(三) 言ふまでもなく、我々が、有力果敢なる組織を敢行するためには、先づ第一に、組合の全國的産業別統一が、 $\times \times$ として、それを貫く全國的横断組織が、 $\times \times$ 出来てゐなければならぬ。旧評議会以来、我々加、 $\times \times$ を敢行し得なかつたのは、我々の組織が不完全であつたためである。鞏固なる全國的産業別組合の骨組みなくしてどうして、 $\times \times$ を敢行し得るか！

(ホ) だが、 $\times \times$ 産業別組合の組織の完成するまでは、 $\times \times$ を敢行することには出来ないと考へ、 $\times \times$ への不斷の努力を怠らざるやうなことは絶対的の道義である。我々の組織と手争とは相互に聯関して進展する。形大なる組織なくしては、 $\times \times$ 手争を敢行することは出来なかつた。しかし、我々の組織は手争の中から、 $\times \times$ 手争を通じて、 $\times \times$ に確立される。拡大される行くの道。我々が不斷に、 $\times \times$ の計画を續て、 $\times \times$ を敢行して行くことは絶対的に必要である。

(ヘ)  $\times \times$ の形態として、産業別線に沿つて、 $\times \times$ 資本金系統をたどつての、 $\times \times$ ——更に全産業を通じての、 $\times \times$ 、無論、今後不斷の注意を拂ひつゝ、客觀的状況に應じてその時々には